

## 市第 116 号議案 横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する 条例の制定

### 1 趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号）により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。

乳児等通園支援事業は、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所や幼稚園等を利用することができる制度です。

乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和 7 年内閣府令第 1 号、以下「内閣府令」という。）が示されたことから、本市においても、内閣府令を踏まえ、条例を新たに制定します。

### 2 条例案

本市においては、内閣府令で定められた基準のほか、暴力団排除に関する内容を加えます。また、乳児室の面積基準については、内閣府令の基準に上乘せを行います。

#### (1) 条例案の構成

##### 第 1 章 総則（第 1 条—第 19 条）

- ・趣旨、定義、最低基準の目的、最低基準の向上
- ・乳児等通園支援事業者の一般原則
- ・非常災害の対策、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認
- ・職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上等
- ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準
- ・利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の防止
- ・衛生管理等、食事、運営規程
- ・帳簿、秘密保持等、苦情への対応

##### 第 2 章 乳児等通園支援事業（第 20 条—第 26 条）

###### 第 1 節 通則

- ・乳児等通園支援事業の区分

###### 第 2 節 一般型乳児等通園支援事業

- ・設備の基準、職員
- ・乳児等通園支援の内容、保護者との連絡

###### 第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

- ・設備及び職員の基準、準用

##### 第 3 章 雑則（第 27 条・第 28 条）

- ・電磁的記録、委任

## (2) 内閣府令の基準に基づき規定する主な内容

### ア 職員の知識及び技能の向上等（第 10 条）

乳児等通園支援事業の職員は、制度の趣旨を踏まえて、専門性が発揮できるよう、必要な知識や技能の修得、維持及び向上に努めるとともに、実施事業者は、そのための研修等の受講の機会を確保する必要があります。

条例案
第 10 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

### イ 利用乳幼児を平等に取り扱う原則（第 12 条）

利用するこどもの国籍、信条、社会的身分又は利用料の減免の有無によって、差別的な取り扱いを行うことを禁止します。

条例案
第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

### ウ 虐待等の防止（第 13 条）

職員によるこどもへの虐待行為を禁止します。

条例案
第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

## エ 乳児等通園支援事業に配置する従事者及びその員数（第 22 条及び第 25 条）

### （ア） 一般型乳児等通園支援事業所

一般型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園及び地域子育て支援拠点等で、乳児等通園支援事業のために、専用室を設けるなどにより、新たに利用定員を設定して実施する事業です。

乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とします。なお、利用児童数にかかわらず、原則として、常時少なくとも、2 人以上の職員配置が必要です。

### （イ） 余裕活用型乳児等通園支援事業所

余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）において、利用定員の空き枠を活用し実施する事業です。

各施設・事業所の職員配置基準と同等の人数配置が必要です。

条例案	
第 22 条	一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。
2	乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所 1 につき 2 人を下ることはできない。
第 25 条	余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例の定めるところによる。 (1) 保育所 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）（保育所に係るものに限る。） (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成 27 年 2 月横浜市条例第 2 号） (3) 幼保連携型認定こども園 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号） (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

### (3) 本市独自に規定する内容

#### ア 職員の一般的要件（第9条）

横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）の内容を追加します。

（下線部が条例案での追加部分）

条例案	内閣府令
第9条 <u>乳児等通園支援事業者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</u> 2 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。	第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

#### イ 設備の基準（第21条）

一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積について、内閣府令の基準である1.65平方メートル以上から3.3平方メートル以上とします。

（下線部が条例案での拡充部分）

条例案	内閣府令
第21条第1項第2号 <u>乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。</u>	第21条第1項第2号 <u>乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること</u> 第21条第1項第3号 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

### 3 施行日

令和7年4月1日（改正児童福祉法及び内閣府令の施行日と同日）